

シリーズ連載
【第六回】

身近に知っ得!
相続相談

家族が笑顔な「想族」の
実現、亡くなった人が想っていたことが繋がる相続が理想です。しかし、現実はなかなか伝わらないもので、私はこれが実現したい、だから人生を賭けて精一杯取り組んでいます。

相続というと、税金の

相続手続きで『想族・想続へ…』

お話とを感じる人がほとんどです。弁護士さんも、遺留分(第1・2回で説明しましたね)のお話と感ずるケースが大半です。しかしそれが相続でしようか…。

血の通った相続、思いが伝わる『想続』、その実現のために何が必要でしようか？

- ① 子供とのコミュニケーション
- ② 孫とのコミュニケーション
- ③ 法律家とのコミュニケーション

- ④ 法律家以外の専門家とのコミュニケーション
- ⑤ お寺とのコミュニケーション
- ⑥ 遺贈先へのコミュニケーション

などが必要です。まずはお話をして、自分がしたいこと、自分ができることを理解することが大事です。

「想族」は生きること…そして、残った人を活かすことです。いかにコミュニケーションを取ろうと思っても、家族だから言わなければいけないつらいこ

と…家族というのは複雑で、養子縁組等がいろいろ行われています。しかし、相続手続きの際は、秘密にしていたことを明らかにしなければいけないのです。



【取材協力】
行政書士 **中舘 達司**
MBA・FP
三井住友信託銀行にて遺言・相続・法人コンサルティングを担当し、MBA取得後独立。現在、アーネスト法務経営事務所代表を務めている

☎048-711-3046
✉info@earnest-gl.com

📍南区南浦和3-16-18-201
🌐www.earnest-gl.com